#### 博物館登録について

博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 11 条及び第 14 条の規定により、次のと おり博物館登録原簿に登録することについて提案します。

令和5年7月14日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

#### 1 提案の要旨

下瀬美術館を広島県教育委員会の博物館登録原簿に登録する。

### 2 登録事項

| 設置者の名称及び住所 | 一般財団法人下瀬美術館<br>広島市西区商エセンター1丁目1番46号 |
|------------|------------------------------------|
| 博物館の名称     | 下瀬美術館                              |
| 博物館の所在地    | 広島県大竹市晴海2丁目10番50号                  |
| 登録番号       | 第 34 号                             |

#### 3 登録する理由

一般財団法人下瀬美術館から申請のあった下瀬美術館について、書類審査及び 実地調査を行った結果、博物館法(昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号)第 13 条 及び博物館登録等に関する要綱に規定する登録の要件を備えていると認められる ため。

#### 4 登録年月日

令和5年 月 日 (議決の日)

- 5 根拠規定
  - (1)博物館法

(略)

(登録)

第 11 条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の 所在する都道府県の教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除 く。)が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二 条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に所在する場合にあ つては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同 じ。)の登録を受けるものとする。

(略)

(登録要件の審査)

- 第 13 条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。
  - 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又は口に掲げる法人のいずれか に該当すること。
    - イ 地方公共団体又は地方独立行政法人
    - ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人(イに掲げる法人並びに国 及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二 条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項に おいて同じ。)を除く。)
    - (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
    - (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
    - (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。
  - 二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を 取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。
  - 三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を 行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして 都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
  - 四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
  - 五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
  - 六 一年を通じて百五十日以上開館すること。
- 2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たつ ては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。
- 3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学

識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

- 第 14 条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿 に記載してするものとする。
  - 一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
  - 二 登録の年月日
- 2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録 の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネット の利用その他の方法により公表しなければならない。

(以下略)

- (2) 博物館登録等に関する要綱
- 1 博物館の登録に係る基準

博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 13 条第1項第 3 号から第5 号までに規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を 行う体制
  - ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究 の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当 該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備して いること。
  - イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、 当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備している こと。
  - ウ イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
  - エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
  - オ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若 しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行 い、その成果を活用する体制を整備していること。
  - カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
  - キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
- (2) 学芸員その他の職員の配置
  - ア (1)アの基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができ る館長が置かれていること。
  - イ 学芸員が置かれていること。
  - ウ (1)アの基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

#### (3) 施設及び設備

- ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を 安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(以下略)

### 下瀬美術館の博物館登録審査表

|                            |          | 方法   | 適        |
|----------------------------|----------|------|----------|
| 博物館法第 13 条                 | 提出書類     | 現地調査 | 否        |
| 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又は口に掲  | j        |      |          |
| げる法人のいずれかに該当すること。          |          |      |          |
| イ 地方公共団体又は地方独立行政法人         |          |      |          |
| ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人(イに掲  | ,<br>    |      | 適        |
| げる法人並びに国及び独立行政法人(独立行政法人通   | <u> </u> |      | 旭        |
| 則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定   |          |      |          |
| する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六   |          |      |          |
| 項において同じ。)を除く。)             |          |      |          |
| (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を   |          |      | 適        |
| 有すること。                     |          |      | <u> </u> |
| (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員   |          |      |          |
| が博物館を運営するために必要な知識又は経験を     |          |      | 適        |
| 有すること。                     |          |      |          |
| (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員   |          |      | 適        |
| が社会的信望を有すること。              | _        |      | <u> </u> |
| 二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の |          |      |          |
| 規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年  | ■        |      | 適        |
| を経過しない者でないこと。              |          |      |          |
| 三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に |          |      |          |
| 関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げ  | ·        |      | 適        |
| る事業を行うために必要なものとして都道府県の教育   | • -      | _    | VIEW.    |
| 委員会の定める基準に適合するものであること。     |          |      |          |
| 四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲 | j        |      |          |
| げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教   |          |      | 適        |
| 育委員会の定める基準に適合するものであること。    |          |      |          |
| 五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行 | 2        |      |          |
| うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定   | ■        |      | 適        |
| める基準に適合するものであること。          |          |      |          |
| 六 一年を通じて百五十日以上開館すること。      |          |      | 適        |

### 【現地調査日】

令和5年6月28日

### 【調査者】

学識経験者(学芸員有資格者)及び生涯学習課職員

### 施設の概要・沿革

| 施設名称                          | 下瀬美術館  |   |                         |  |
|-------------------------------|--|---|-------------------------|--|
| 所在地                           | 大竹市晴海2丁目10番50号   |   |                         |  |
| 目的                            | 美術工芸品の保存及び公開を行うとともに、国内外の美術工芸品の収集及び調査研究を行い、展覧会企画等の文化活動により、広島地域及びわが国の文化の発展に寄与するため、下瀬美術館を設置する。          |   |                         |  |
| 沿革                            | 1958年 丸井産業株式会社設立<br>2018年 創業60周年を契機とし、下瀬美術館開館を計画<br>2021年3月 工事着工<br>2022年11月 竣工<br>2023年3月1日 下瀬美術館開館 |   |                         |  |
| 施設規模                          | 敷地面積:  | 46,412.74m²                             |                         |  |
|                               | 建築面積:  | 4,815.02 m <sup>2</sup>                 |                         |  |
|                               | 延床面積:  | 5,805.09 <b>m</b> ²                     |                         |  |
|                               | 主な施設   | 管理部門(事務室等)                              | 704.99m²                |  |
|                               |  | 研究部門(蔵書・研究室)                            | 1,711.21 m <sup>2</sup> |  |
|                               |  | 展示部門(展示室)                               | 1,560.33 <b>m</b> ²     |  |
|                               |  | 収蔵部門(収蔵庫)                               | 683.06 m²               |  |
|                               | 駐車場  | 無料駐車場 一般 73台 ※身障者用駐車場2台含む<br>大型バス駐車場 2台 |                         |  |
| 組織体制                          | 館長 1人<br>副館長 1人<br>学芸員 3人  |   |                         |  |
| 主な収蔵資料                        | 美術品551点<br>(日本画39点、水彩平面61点、水彩素描7点、版画61点、彫刻立体18点、工芸<br>231点、工芸 II (雛人形類)134点)                         |   |                         |  |
| 展示内容                          | 企画展、コレクション展を3か月~4か月の期間で開催  |   |                         |  |
| 常設展入館料<br>( )内は団体、<br>大竹市民割料金 | 一般 1,800円(1,500円)<br>高校·大学生 900円(800円)<br>中学生以下無料  |   |                         |  |
| 開館時間                          | 9:30~17:00(入館に   | 9:30~17:00(入館は16:30まで)                  |                         |  |
| 休館日                           | 毎週月曜日(祝休日の場合は開館)、年末年始、展示替え期間   |   |                         |  |

## 登録博物館一覧

令和5年1月13日現在

| No. | 設置者          | 名称                    | 所在地                | 備考            |
|-----|--------------|-----------------------|--------------------|---------------|
| 1   | 宗教法人厳島神社     | 厳島神社宝物館               | 廿日市市宮島町1番地1        | 昭和27年9月20日登録  |
| 2   | 宗教法人耕三寺      | 耕三寺博物館                | 尾道市瀬戸田町瀬戸田553番地の2  | 昭和27年9月20日登録  |
| 3   | 福山市          | 福山市立福山城博物館            | 福山市丸の内一丁目8         | 昭和42年9月28日登録  |
| 4   | 県            | 広島県立美術館               | 広島市中区上幟町2番22号      | 昭和43年4月1日登録   |
| 5   | (公財)ひろしま美術館  | ひろしま美術館               | 広島市中区基町3番2号        | 昭和53年10月4日登録  |
| 6   | 尾道市          | 尾道市立美術館               | 尾道市西土堂町17番19号      | 昭和55年2月28日登録  |
| 7   | 広島市          | 広島市こども文化科学館           | 広島市中区基町5番83号       | 昭和55年5月13日登録  |
| 8   | 宗教法人平等大慧会    | 海の見える杜美術館             | 廿日市市大野字亀ヶ岡700      | 昭和58年3月17日登録  |
| 9   | 呉市           | 呉市立美術館                | 呉市幸町4番9号           | 昭和58年7月22日登録  |
| 10  | 広島市          | 広島市郷土資料館              | 広島市南区宇品御幸二丁目6番20号  | 昭和61年2月18日登録  |
| 11  | 県            | 広島県立歴史博物館             | 福山市西町二丁目4-1        | 平成3年2月8日登録    |
| 12  | (公財) しぶや美術館  | しぶや美術館                | 福山市本町8番27号         | 平成6年2月17日登録   |
| 13  | (公財)能宗文化財団   | 福山自動車時計博物館            | 福山市北吉津町三丁目1番22号    | 平成6年5月13日登録   |
| 14  | 広島市          | 広島市交通科学館              | 広島市安佐南区長楽寺二丁目12番2号 | 平成7年2月24日登録   |
| 15  | 県            | 広島県立歴史民俗資料館           | 三次市小田幸町122         | 平成7年2月24日登録   |
| 16  | (公財)ウッドワン美術館 | ウッドワン美術館              | 廿日市市吉和字熊崎竹ノ鼻4278番地 | 平成9年9月12日登録□  |
| 17  | (公財)泉美術館     | 泉美術館                  | 広島市西区商工センター二丁目3番1号 | 平成9年10月23日登録  |
| 18  | 尾道市          | 平山郁夫美術館               | 尾道市瀬戸田町沢200番地2     | 平成10年10月15日登録 |
| 19  | 福山市          | ふくやま美術館               | 福山市西町二丁目4番3号       | 平成11年3月12日登録  |
| 20  | 福山市          | 福山市しんいち歴史民俗博物館        | 福山市新市町新市916番地      | 平成11年5月14日登録□ |
| 21  | 庄原市          | 庄原市立比和自然科学博物館         | 庄原市比和町比和1119番地1    | 平成17年1月14日登録  |
| 22  | 安芸高田市        | 安芸高田市歴史民俗博物館          | 安芸高田市吉田町吉田278番地1   | 平成17年9月9日登録   |
| 23  | 庄原市          | 庄原市帝釈峡博物展示施設時悠館       | 庄原市東城町帝釈未渡1909番地   | 平成17年9月9日登録   |
| 24  | 広島市          | 広島市江波山気象館             | 広島市中区江波南一丁目40番1号   | 平成19年6月8日登録   |
| 25  | 広島県          | 賴山陽史跡資料館(広島県立歴史博物館分館) | 広島市中区袋町5番15号       | 平成31年1月31日登録  |
| 26  | (公財)仙石庭園     | 仙石庭園銘石ミュージアム          | 東広島市高屋町高屋堀1589番地7  | 令和2年12月23日登録  |
| 27  | 東広島市         | 東広島市立美術館              | 東広島市西条栄町9番1号       | 令和5年1月13日登録   |

## 博物館に相当する施設一覧

令和5年1月13日現在

| No. | 設置者              | 名称           | 所在地               | 備考           |
|-----|------------------|--------------|-------------------|--------------|
| 1   | 広島市              | 広島市安佐動物公園    | 広島市安佐北区安佐町動物園     | 昭和47年4月10日指定 |
| 2   | 廿日市市             | 宮島水族館        | 廿日市市宮島町10番3       | 昭和35年3月28日指定 |
| 3   | 福山市              | 福山市立動物園      | 福山市芦田町大字福田276番地の1 | 平成23年12月5日指定 |
| 4   | 熊野町              | 筆の里工房        | 安芸郡熊野町中溝五丁目17番1号  | 平成27年1月30日指定 |
| 5   | 国立大学法人広島大学       | 広島大学総合博物館    | 東広島市鏡山1丁目1番1号     | 平成30年2月14日指定 |
| 6   | (公財)みやうち芸術文化振興財団 | アートギャラリーミヤウチ | 廿日市市宮内字高通4347番地2  | 令和2年7月10日指定  |
| 7   | 広島市              | 広島城          | 広島市中区基町21番1号      | 令和3年11月24日指定 |
| 8   | 広島市              | 広島市現代美術館     | 広島市南区比治山公園1番1号    | 令和3年11月24日指定 |
| 9   | 公立大学法人広島市立大学     | 広島市立大学芸術資料館  | 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号 | 令和4年11月11日指定 |

広島市に所在する登録博物館及び博物館に相当する施設(県有施設を除く)

インフォメーション

開館時間=9:30-17:00 (入館は16:30まで)

休館日=毎週月曜日(祝休日の場合は開館)、年末年始、展示替え期間 祝覧料=一般 ¥1,800 (¥1,500)

高校·大学生 ¥900 (¥800)

\*()内は20名以上の団体、大竹市民劉料金 中学生以下無料

\* 疑る者手帳をご提示の方とその同件者 1 名は無料

[公共交通機関をご利用の場合]

JR大竹駅、またはJR玖波駅から

こいこいバス「ゆめタウン」停留所下卓徒歩5分

JR大竹駅/JR玖波駅まで

新幹線: JR広島駅→山陽本線 (岩国行き: 約40分)→JR玖波駅 飛行機: 岩国錦帯橋空港 | アクセスバス (約7分)→JR岩国駅

広島空港 | リムジンバス (約50分) →JR広島駅 →田陽本線 (広島行き: 約6分)→JR大竹駅

→日路本数 (光国行き:約40分)→JR玖波駅

[車をご利用の場合]

山陽自動車道 大竹ICから約5分

Opening Hours: 9:30 a.m., – 5:00 p.m., (admission until 4:30 p.m.)
Days Closed: Every Monday (except public holidays), year-end and New Year holidays, exhibition changeover periods Admission Fee: General: ¥1,800(¥1,500)

High School and University Students:  $\Psi 900 (\Psi 800)$  Junior High School and Under: Free

Price in parentheses () for groups of 20 or more, and for Otake

Free admission for those who present a disability certificate plus

[By Public Transportation] The SIMOSE Art Museum is a 5-minute walk from the Youme Town stop on the Koikoi Bus line from JR Otake Station or JR Kuba

To JR Otake Station/JR Kuba Station

Shinkansen: JR Hiroshima Station - San' yo Line (bound for lwakuni: about 40 mins) → JR Kuba Station

JR Iwakuni Station → San' yo Line (bound for Hiroshima: about 6 Airplane: Iwakuni Kintaikyo Airport → Access Bus (about 7 mins) → mins) → JR Otake Station

Hiroshima Station → San' yo Line (bound for Iwakuni: about 40 Hiroshima Airport → Limousine Bus (about 50 mins) → JR nins) - JR Kuba Station

[By Car]

About 5 mins from Otake IC, Sanyo Expressway

下蒸类格数 SIMOSE Art Museum 7739-0612 应易极大作声渐渐了目10-50 2-10-50 Hartml, Oaker Hiroshima, 739-0622 Japan 16|=0827-94-4000 Fax=1897-94-4100



六世大木中語製(民笛狗口飯御籍) Heizo Oki VI, Hina dolls



加山又造(酱) Matazo Kayama, Sound



アンリ・マティス(青いチュチュの脳リ子) Henri Matisse, Dancer in a blue furo

# 雛人形から近代絵画まで

## 下瀬コレクション

丸井産業株式会社の代表取締役である下瀬ゆみ子が、先代の 創業者・下瀬福衛と下瀬静子から受け継ぎながら、半世紀以上 かけて少しずつ形成。子どもの成長と平和な世の中を祈って集 められてきた雛人形や雛道具、御所人形をはじめ、日本と西洋 の近代絵画や西洋工芸まで約500点を収蔵しています。

## [主な収融作家]

日本工芸 七世大不平惠, 甲田鄉縣, 四谷少年2、北大路卷山人 日本國 竹内荷鐵, 杭山大说, 東山岩寿, 加山又造 清野 清井忠, 杨原権三郎, 佐伯冶三, 小碗良年, 香月赤劈 西洋工芸 エミール・ガレ、ドーム 西洋美術 ミレー、ピサロ、ルンー、マティス、シャガール

# The SIMOSE Collection

inherited the collection from her predecessors, founders Fukue and Shizuko Shimose, and it gradually took form over as hina dolls, doll furnishings, and gosho dolls, all collected in the hope for children's growth and a peaceful world, as well as modern paintings from Japan and the West, and Western half a century. The collection includes about 500 items, such Yumiko Shimose, president of Marui Sangyo Co., Ltd., andicrafts.

# [Main Artists in the Collection]

Japanese Handicrafts: Heizo Oki VII, Goyo Hirata, Simon Yotsuya, Rosanjin Kitaoji

Oil Paintings : Chu Asai, Ryuzaburo Umehara, Yuzo Saeki Japanese-style Paintings : Seiho Takeuchi, Taikan Yokoyama Kali Higashiyama, Matazo Kayama

Western Handicrafts : Emile Gallé, Daum Frères Ryohei Koiso, Yasuo Kazuki

Western Art : Jean-François Millet, Camille Pissarro, Henri Rousseau, Henri Matisse, Marc Chagall



# 下潮苇浦曾





かミーロ・アキロ(パケンケール角原・炎) Camille Pissarro, Meadows at Bazincourt, Automn

雛人形の愛らしさに目を細め、 アートの中でアートを観る。 アール・ヌーヴォーの

屋上から瀬戸内の多島美を一望する。 日本と西洋の近代絵画を鑑賞し、 ₩ ws なが海に浮かぶ

ガラス工芸に目を見張る。

トの中でアートを観る。

島々から着想した可動展示室や、 エミール・ガレが愛した

植物にちなんだ庭園など、

訪れる人の感性を揺らします。 観るもの触れることすべてが

# Admire art, inside art.

Enjoy collections of endearing Japanese dolls modern masters Henri Matisse, Marc Chagall, Everything you see and encounter stimulates the senses, from Shigeru Ban's concept of movable galleries inspired by the islands of and Art Nouveau glass works. Appreciate and Kaii Higashiyama, and gaze upon the Setouchi, to the garden filled with plants Setouchi seascape from the rooftop. beloved by French artist Emile Gallé.

# 感性をくすぐる鑑賞空間

企圖展示室

## 躍器について

ガラスの外壁で結ばれており、周囲の自然を映し美しい景色を形 下瀬美術館の設計を手掛けたのは、建築家の坂 茂氏。エントラ の上に佇む8つの可動展示室は、広島の造船技術を活用して水の 孚力で動かせる仕組みとした、世界でも類を見ない建築作品です。 ンス様に入ると、枝を広げた大木のような柱が人々を出迎えます。 茂り廊下を進むと企画展示棟へ。管理棟を含む3つの棟はミラー 成します。また、坂 茂が瀬戸内海の島々から着想を得た、 水盤

ユニオン建築学部を卒業。1982-83年、幾億輌アトリエに勤務。1985年、坂茂隆整計を設立。1985年から災害支援活動団体ポランタリー。アーキテク ソ・ネットワーク (VAN) 設立。2014年にフランス芸術文化献登、プリッカー建 建築家 坂 茂 | 1957年、東京郡生まれ。1984年。 ニューヨークのクーパー 晓宵、2017年に紫経菱重など受賞。

# About the Architecture

The SIMOSE Art Museum was designed by architect Shigeru in by large, tree-like pillars with branches outstretched, Moving ncluding the administration building, the three buildings are through the connecting corridor, they come to the exhibition hall. connected by an outer wall of mirror glass, which reflects the Added to this, Shigeru Ban's eight movable galleries standing Ban. As people come into the entrance hall, they are welcomed surrounding natural environment, creating beautiful scenery. above a basin of water, inspired by the islands of Setouchi, are unparalleled works of architecture built utilizing Hiroshima's shipbuilding technology. Architect Shigeru Ban | Born in Tokyo in 1957. In 1984, he graduated from Cooper Union's School of Architecture in New York, From 1982 to 1983, he worked for Arata Isozaki & Associates. In 1985, he established Shigeru Ban Architects. In 1995, he founded the Voluntary Architects' Network (VAN), an organization for disaster support, in 2014, he was awarded France's Order of Arts and Letters and Pritzker Architecture Prize. In 2017, he was awarded the Medal of Honor with Purple Hibbon (for artistic achievement),





## 美術館併設施設]

# 鑑賞や散策のあいまに

瀬戸内のフルーツを使ったデザートをはじめ、サンドウィッチなど の軽食、コーヒー・紅茶などをお楽しみいただけます。 20席/10:30-17:00 (LO16:30) /通年営業 ミュージアムカフェ

# SIMOSEの記憶を持ち帰る

ミュージアムショップ

所蔵品や敷地内の景色に着想したオリジナルグッズを販売。建築、 アート、デザインにまつわる書籍も取り揃えています。 9:30-17:00 / 通年営業

# [Museum Facilities]

## Museum Cafe

You can enjoy desserts made with fruit from Setouchi. sandwiches and other light meals, as well as coffee and tea. 20seats / 10:30 a m = 5:00 p m (last order 4:30 p m.)

Here we sell original goods, inspired by our collections and by the scenery of the museum grounds. We also have books on architecture, art, and design.

9:30 a.m. - 5:00 p.m. / open year-round



# 多島美や建築美を眺める

## 望洋テラス

景。宮島、阿多田島、江田島といった瀬戸内の多島美が眼前に広がり、 企画展示様の外に出て、なだらかな坂をのぼるとそこは一面の海 水盤に並ぶ8色に彩られた可動展示室など、SIMOSEの遠葉と自 然が調和した景色をお楽しみいただけます。

# ガレが愛した植物をめぐる

## エミール・ガレの座

チーフとした作品を手掛けるだけでなく、植物学者としても活動し アール・ヌーヴォーを代表する工芸家エミール・ガレは、自然をモ ました。そんなガレの作品に登場する草花を中心に、瀬戸内の気 **咲に合わせて植栽された庭園です。** 

## Seaview Terrace

Go outside the exhibition hall and climb a gentle slope to see a islands, such as Miyajima, Atatajima, and Etajima, stretch out before your eyes. Here you can enjoy scenery that harmonizes the architecture of SIMOSE, including movable galleries in eight colors view of the sea. The Setouchi seascape dotted with many beautiful ining a basin of water, and nature.

## Emile Gallé's Garden

Emile Gallé, a decorative artist who represented Art Nouveau, not botanist. This garden was planted in harmony with the climate of only designed works with motifs of nature, but also worked as a Setouchi, centering on flowers which appear in Galle's works of art.